令和5年度第9回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年12月12日 (火) 午後2時00分から3時00分 開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (26人)

1番 勝 又 忠 好 君 2番 杉 山 道 洋 君 3番 加藤由富 立道和策 君 君 4番 6番 勝 又 政 昭 君 7番 長 田守正 本 登志雄 君 君 8番 坂 9番 伊 倉 ふさ子 君 10番 勝 亦 里 沙 君 11番 小宮山 光 文 君 12番 小宮山 勉 君 14番 山 﨑 嘉 幸 君 15番 芹 沢 重 徳 君 17番 田 代 速 夫 君 18番 内 田 君 元 和 19番 鈴 木 政 信 君 土屋直人 君 20番 大 庭 省 一 2 1 番 小 林 武 治 君 22番 君 又 保 明 君 24番 勝 25番 渡辺 義文 君 26番 勝 又 光 明 君 28番 石 田 澄 夫 君 29番 滝 口 惠 治 君 30番 杉 山 裕君

欠席委員 (5人)

31番 林

 5番 岩 瀬 茂 君
 13番 鎌 野 博 之 君

 16番 勝 又 髙 君
 23番 勝 亦 康 雄 君

 27番 杉 山 光 利 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について

良 三

君

- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告

議案第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について 議案第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

6 農地法に関する議案

議案第35号 農地法第3条の規定による決定許可申請書の決定について 議案第36号 農地法第5条の規定による決定許可申請書の決定について

- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局長

ただ今から令和5年度第9回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席の報告ですが、議席番号5番 岩瀬茂委員 13番 鎌野博之委員 16番 勝又髙委員 23番 勝亦康雄委員 27番 杉山光利委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため 委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、3番 加藤由富委員、4番 立道和策委員よろ しくお願いします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第15号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年12月12日報告。今月の4条の届出は2件です。

(番号1~2について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

続きまして、報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の 受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第16号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年12月12日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1~3についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

日程6 農地法に関する事項に入ります。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

議案第35号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年12月12日提出。なお、議案書に記載の整理番号2については、申請者からの申出により取下げられましたので、今月の3条許可申請件数は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 1,362 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年12月3日です。譲渡人は高齢のため、現地での立会いができなかったので電話で調査を行いました。譲受人とは現地で立ち会って確認をしております。

申請行為についてですが、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

権利の設定・移転等の内容ですが、譲受人は経営規模拡大のため、高齢により農業規

模を縮小したいと考えていた譲渡人から、農地を買い受けるものです。

効率的利用ですが、取得する農地につきましては、自宅から 1km、車で5分程のとこ ろにあるということです。農作業は本人と娘の2人で行うということですが、農業経験 は十分あります。農機具も田植機、トラクター、コンバイン等を所有しているというこ とです。

所有する農地は水田が主であり、新たに取得する農地は自身が所有する農地の隣接地 でありまして、やはり水田として利用するということです。

耕作管理計画ですが、現在も田として利用されており、今後も水稲を作付けするとい うことです。

転貸しの関係ですが、転貸しはありません。

地域との調和の関係ですが、地域の取り決めに従い、耕作を行うということです。 以上報告させていただきます。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

次に議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題と します。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いします。

> 議案第36号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。令和5年12月12日提出。今月の5条許可申請は1件です。 議案説明の前に議案書の訂正があります。所在地に小字が抜けていたため、追記をお願 いします。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 山林 (畑) 畑 298 ㎡ 転用内容は、贈与による専用住宅1棟の建設です。

農地の区分は、10ha 以上の集団性がある農地のため、第1種農地に区分されます。 以上で説明を終わります。

担当委員より調査結果の報告を求めます。

会長

会長

26番委員

調査日は令和5年12月10日です。調査場所は現地にて行いました。

申請行為ですが、譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は現在、本家住宅に居住しておりますが、本家については四世代8人の大家族であり、長男家族の子供の成長に伴い子供部屋も必要になったところ、次男である譲受人の独立の要望を受け、居住用の住宅建築をしたく申請したものであります。なお、譲渡人は譲受人の生活の安定を思い、自己所有農地を贈与するものであります。

資金については、自己資金及び金融機関からの借入れで対応いたします。

他の権利者の同意について、他の権利設定はありません。

転用時期についてですが、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令ですが、都市計画法については、事前協議が済んでおり許可見込との回答を得ております。

転用面積ですが、転用面積は298 m²で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、周辺の農地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合については、責任を持って対処するとのことです。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年12月12日提出。 議案書6ページの議案第37号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が12月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が3件で、合計面積は11,180 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 3筆 7,936 ㎡ 番号2 (議案書の内容読み上げ) 1筆 531 ㎡ 番号3 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,713 ㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

- 1. 地域計画について
- 2. 先進地活動事例(山形県寒河江市農業委員会の地域計画策定及び基盤整備事業の一体的な推進)の紹介
- 3. 令和6年度農業委員会手帳の案内
- 4. 農業会議情報の案内
- 5. 次回総会 1月12日(金)午後2時00分 御殿場市民会館 3階 第7会議室
- 6. 懇親会の日程について

事務局長

地域計画の関係の説明もございました。現時点で決まっている予定としましては、今年中に関係機関との話合い、1月に担い手との話合いを行う予定です。遂次状況等を農業委員会等で報告させていただいた上で、まとめあげていきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは令和5年度第9回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議	長	
議事録署名人		3番
議事録	署名人	4番